

議案第 23 号

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例（昭和59年佐倉市条例第
10号）の一部を次のように改正する。

第10条に後段として次のように加える。

この場合において、減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、
これを切り捨てるものとする。

別表第1中

「

21,660円	28,880円	25,270円	75,810円
2,180円	2,880円	2,530円	7,590円
1,590円	2,130円	1,870円	5,590円
720円	960円	840円	2,520円

」を

「

22,980円	30,640円	26,810円	80,430円
3,270円	4,320円	3,790円	11,380円
1,700円	2,270円	1,980円	5,950円
770円	1,030円	900円	2,700円

」に改め、

同表備考2（1）中「入場料」の次に「の額（入場料の額に段階を設けている
ときは、その最高額。以下同じ。）」を加え、同備考（2）から（4）までの規
定中「入場料」の次に「の額」を加え、同表備考4中「又は簡易な」を「、原
状回復又は演劇、芸能等の文化活動及びその他諸集会を実施する日以外の日に」
に、「3割」を「5割」に改め、同表備考に次のように加える。

5 備考1から備考4までの規定により算出した額に10円未満の端数が
あるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例第10条及び別表第1の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料であって、令和3年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認の申請があったものについて適用し、適用日前の佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料及び基準日前に使用の承認の申請があった佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。